

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月14日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	低圧蒸気タービン内部車室(C)ヒートパッフル点検において、き裂(1箇所)、止め金具のワッシャ緩み(9箇所)及びワッシャ脱落(3箇所)が認められたため、当該箇所を溶接補修すると共に脱落ワッシャを調査。	G	
2	2号機	残留熱除去系熱交換器(A)出口導電率計(中央制御室)において、計器指示値と手分析結果に測定誤差が認められたため、当該計器を点検。	G	
3	2号機	タービン建屋大物搬入口の外側扉閉鎖時、扉かんばん用駆動部シャフト(3本中1本)の軸受け部の引っ掛かりにより閉まらない事象が認められたため、当該軸受け部を取り外し扉を閉鎖(応急処置)すると共に対応検討。	G	
4	3号機	制御棒駆動水ポンプ出口温度において、温度低の警報が発生し、中央制御室及び現場設置の温度監視計器指示がダウンスケール状態であることが認められたため、当該温度検出器について点検補修。	G	
5	3号機	酸素ポンペ建屋において、天井設置の換気口付近から雨水が浸入していることが認められたため、当該箇所を補修。	G	
6	3.4号廃棄物処置設備	廃棄物処理補機冷却海水ポンプ(B)において、吐出ベント弁にシートリーク(鉛筆3本程度)が認められたため、当該ベント弁を補修。	G	
7	3.4号廃棄物処置設備	高電導度廃液濃縮器(B)デミスタドレン配管洗浄時、ドレン配管の詰まりが認められたため、当該配管を点検。	G	
8	3.4号廃棄物処置設備	高電導度廃液系中和装置恒温槽冷凍機において、冷媒不足による冷凍機停止が認められたため、当該冷凍機を停止保持すると共に点検補修。	G	